



安藤実編著

『富裕者課税論』

梅原 英治

◆富裕者課税の強化は世界の流れ

現下の厳しい経済危機への対策とその財源措置として、いまや富裕者課税の強化は世界の流れとなっている。

アメリカでは、低・中所得者向け減税を行う一方、ブッシュ政権時代に行われた富裕者減税がオバマ政権によって廃止・縮小されつつある。米財務省は本年5月、10年間で総額約72兆円の低・中所得者向けの減税と約60兆円の高所得者増税を発表した。イギリスでも付加価値税を一時的に引き下げる一方、4月には所得税最高税率の引き上げが提案された。

ところが、日本では、昨年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」において、所得税の最高税率引き上げなど「高所得者の税負担を引き上げる」ことを謳いながら、同時に「金融所得課税の一体化の推進」つまり金融商品全体に対する課税の低負担化によって富裕者課税に大きな抜け穴を用意している。すでに株式の配当や譲渡益などに対する所得税減税を3年間延長し、さらに経済危機対策として贈与税を軽減して、富裕者を優遇している。他方、財源措置としては消費税の増税しか念頭におかず、税制改正法に盛り込み成立させた。資本主義国の

中で日本税制の異常さが際立っている。

民主党政権になったが、この点ではさほど変化はない。藤井財務大臣は「中期プログラム」が掲げた「所得税の最高税率引き上げ」すら否定している。「子ども手当」の創設は配偶者控除・扶養控除の廃止を財源とするが、それは最低生活費非課税の原則に反するだけでなく、課税最低限を押し下げて、これまで非課税だった世帯に所得税を課し、保育料や公営住宅家賃などの負担増へ波及するおそれがある。

このような状況下で、富裕者課税を訴える本書が出版された。誠にタイムリーである。

◆「資本家的経営に対する規制」としての富裕者課税

本書を手にとると、読者は意表をつかれることだろう。「富裕者課税論」という税制の本なのに『資本論』の序文で始まるからだ。

マルクスは『資本論』初版序文において、ドイツの工場労働者の状態がイギリスより悪いことについて、「工場法という重しがない」ことを原因として挙げているが、その文章が引用されるのだ。

本書は、「ここではマルクスが、資本家的経営に対する法的規制（工場法）を指して、『重し』（秤の錘）と呼んでいることに注目したい」という。なぜか。

それは、「税制も、経済生活に対する国家の介入である以上、公的規制の性格をもつ。とりわけ富裕者課税は、現代国家において、この『重し』の役割をもっている」からだという。

これも意表をつく文章だ。税制でも規制緩和イデオロギーが蔓延し、政府の税制調査会（税調）などは「課税の中立性」つまり税制ができる限り経済活動に介入しないことを課税原則の1つとして掲げ、それに基づいて税制改革を進めているからだ（なお、近年では「中立性」より「経済活力の向上」を掲げて、大企業・大資産家への一層あからさまな優遇税制を提言して

書 評

いる)。

それに対し、本書は税制のもつ規制の側面を強調し、その強化を訴える。ちょうど労働規制の緩和が大量の派遣労働を生み出して、現下の経済危機のなかで破局を迎えたように、「課税の中立性」論もまた、税制の所得再分配機能・資産格差是正機能を縮小し、格差社会を拡大して破綻した。そのような現在、税制のもつ「資本家的経営に対する規制」の役割を見直すことは意義深い。

◆民主主義実現の手段としての富裕者課税

本書は、税制のもつ「資本家的経営に対する規制」の役割について、「シャープ勧告」にも、その認識が見られ」という。シャープ勧告とは、米コロンビア大学のカール・シャープ博士を団長とする税制使節団が1949年に連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥に提出した「日本税制報告書」のことで、その後の日本税制のあり方に絶大な影響を与えた。

本書によれば、シャープ勧告は「日本の民主主義にとって特に危険なものとして、巨大資産家への富の集中をあげ、税制にそれを防ぐ役割を期待していた」という。つまり、シャープ勧告は日本における民主主義実現の手段（日本軍国主義と結びついた財閥復活に対する重し）として富裕者課税を考えていたというのだ。

ところが「シャープ勧告税制はその実施前後に、重大な『修正』を受けた。その『修正』によって日本税制から失われたのが、まさにこの『重し』としての税制の役割であった」。こうして本書は、「なぜシャープ勧告税制が『修正』されたのか、あるいは誰が、どういう意図をもって、その『修正』を推進したかである」を追究する。

◆勧告実施前から始まる富裕者課税の修正

本書は4つの章からなる。第1章「シャープ勧告がめざした富裕者課税」は本書の根幹をな

す。ここでは、シャープ勧告を精緻に読み込み、①キャピタルゲイン全額課税を中心とする総合累進所得税、②富裕税、③累積的取得税方式の相続税、④有価証券登録制度などの脱税防止策という富裕者課税の体系がシャープ勧告の最も工夫をこらした仕組みであることを示す。

ところが、それらは「修正」される。その「修正」には、(a) 実施前の「修正」つまりアメリカの占領政策転換による「修正」(GHQ経済科学局銀行・為替課主導による有価証券登録制度の実施見送りなど)と、(b) 実施後の「修正」つまり独立回復後の日本側による「修正」(富裕税とキャピタルゲイン課税の廃止、利子所得の分離課税化、相続税の改変など)の2種類があり、ともに「富裕者課税の修正」で一致していたことが明らかにされる。

面白いのは日本租税研究協会(租研)における議論の整理である。租研はシャープ使節団の肝いりで設立された団体だが、使節団に「面従腹背」していた大蔵官僚などが次第に「実情主義」を理由としてシャープ勧告を裏切っていく姿を克明に描き出している。そして利子所得課税、証券税制、相続税において、富裕者への優遇がどのようにすさまじく展開されてきたかを詳細に明らかにする。

第2章「シャープ勧告の理念」では、シャープ勧告が掲げる公平・民主主義・地方自治が支配層によって敵視され、変更されていったことが明らかにされる。その中で、政府税調が掲げる「課税の簡索性」に対し、シャープ勧告では「生まれて始めて直接税を納める多くの個人」については「簡素」でよいが、「経済的利害の複雑な富裕な納税者や事業を営む法人」については「簡素化にかたよるべきでない」と述べていると批判する。

第3章「2000年政府税調答申の租税理念」では、政府税調の「課税の公平性」つまり「租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのもの」が、太平洋戦争下に設置された

皇国租税理念調査会の「応分皆納」論、つまり「税金は神様[天皇]に初穂をお供えする気持ちで納めるもの」と瓜二つであると喝破する。

第4章「財政節度と『小さな政府』論」では、政府税調や小泉改革の増税イデオロギーの背景をなす日本財政の膨大な借金について、その原因と対策を明らかにする。「建設国債」という区分の廃止や道路特定財源の「一般財源化」が提案される。

◆総合累進所得税の復活こそ税制改革の王道

以上のように、本書は富裕者課税を「資本家的経営に対する規制」と捉える観点から、シャープ勧告を積極的に評価し、シャープ勧告税制が実施前後から「修正」を受けてきたことを詳細に整理して、「なぜ・誰が・どういう意図をもって修正してきたか」を解明している。それは同時に政府税調の「公平・中立・簡素」という課税原則を批判する内容ともなっている。シャープ勧告論としても、日本税制論としても、重要な貢献であるといえる。

勧告後も、シャープ博士は日本税制を注視していた。1972年、税調に関係する高名な学者たちが「所得税はうまく行っていない。特別措置の廃止も容易でない。だから付加価値税だ」と主張するのに対し、シャープ博士は「所得税に多くの抜け道があるなら、その抜け道をふさぐことから始めるべきである。所得税という既存のよく知った税に精力を集中する方が、付加価値税に精力を分散するよりも経済的だ」と答え、1986年にも「間接税で騒ぐ前に、もうちょっと所得税をよくするために頑張れ」と語ったという。日本の学者たちが政治的判断に傾くのに対し、シャープ博士は学者としての筋目を一貫して通そうとしたことが本書で紹介されている。

こうしたシャープ勧告の富裕者課税の理念を現代に受け継ぐならば、低所得者ほど負担率の増す逆進的な消費税の増税ではなく、「抜け道を防いだ所得税」の再建つまり総合累進所得税の

再生こそが、税制改革の目指すべき王道となるだろう。本書の主張もまたそこにある。

◆格差論争にも一石投じる

本書はまた、現在の格差社会論争にも一石を投じている。この論争では、日本の格差社会化を問題にしながら、多くは貧困の方に眼を向け（それはそれで必要なことだが）、対極にある富裕者の存在には十分向かっているように思えない。そのため、労働者（正社員）が労働者（派遣社員）を「搾取」しているかのように主張する議論すら登場している。

しかし、マルクスが言うように、「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落の蓄積」は、その対極に大企業や高資産家・高所得者への「富の蓄積」があるから生じるのであって、貧困だけが独立して存在するわけではない。本書が「富裕者課税」をタイトルに掲げ、富裕者の存在と彼らに対する課税の必要性を正面から訴えているのは、その意味で貴重であり、重要である。

◆シャープ勧告 60 周年を記念する出版

もちろん、税制は「資本家的経営に対する規制」という側面だけでなく、税負担の大衆化や資本蓄積の促進など様々な側面をもつ。シャープ勧告も同様で、その評価は一様でない。同時期のドッジライン（経済安定9原則）と切り離して捉えることもできないだろう。とくに税制による「資本家的経営に対する規制」については、支配層に対する国民の対抗力の成長と表裏一体であり、グローバル化の進んだ現在では富裕者課税は資本逃避という難問も抱えている。

今年はシャープ勧告からちょうど60年目にあたる。「富裕者課税」というシャープ勧告の積極面を取り上げた本書はまさに記念出版に相応しい。多くの方々にお薦めする次第である。

(2009年4月・桜井書店・2600円)

(うめはら えいじ・大阪経済大学教授)